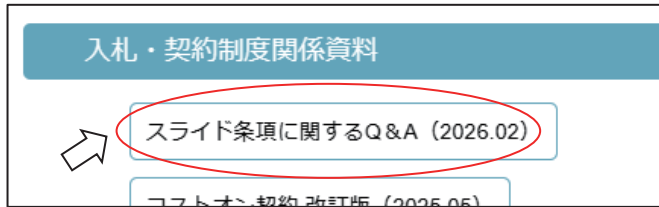


④入札・契約制度関係資料「スライド条項に関するQ&A」をクリック（タップ）

クリック(タップ)



■掲載内容サンプル■

1. 工事請負契約書における請負代金の規定（スライド条項）

全体スライド

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して決める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額

6. スライド条項に関する Q&A

	疑問点・不明点	回答
<p>6 下期のインフレーション又は受注者は</p> <p>7 前 2 項の受注者に通知し</p> <p>8 第 3 項の受注者に通知し</p>	<p>スライド額の算出方法についての考え方が示されているが、具体的な算出方法がわからない。</p> <p>(インフレスライドマニュアル P.5)</p>	<p>スライド額の算出は発注者が予定価格算出に用いる材料単価・労務単価・歩掛を基準として算出(設計積算時・基準日それぞれ)します。尚、基準日における出来高と落札率が考慮されます。</p> <p>そのため、受注者が自社見積単価を用いて算定するスライド金額での交渉にはなりません。(インフレスライド・全体スライド共通)</p> <p>※単品スライドは対象品目の工事材料のみが対象となりますが、設計時点の発注者が用いた単価と実際の購入金額の差異がスライド金額となります。(単品スライドマニュアル P.4～14)</p> <p>【スライド額算出方法】の解説</p> <p>1. P1 を導く(残工事 P1)</p> <p>= 70</p> <p>2. ①スライド前の共通費率を導く</p> <p>= 共通費(25) ÷ 直接工事費(100)</p> <p>= 0.25</p> <p>3. P2 を導く(スライド P2 + 残工事 P1)</p> <p>= 80</p> <p>4. ②スライド後の共通費率を導く</p> <p>= 共通費(24) ÷ 直接工事費(100)</p> <p>= 0.24</p>
共通	1	